

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、おせど山地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（非補助農地再編整備事業（区画整理事業）おせど山地区）計画を変更することについて平成25年9月18日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成25年10月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造